

子ども・子育て支援新制度における保育認定の利用者負担額について

1. 国の利用者負担の考え方

- (1)新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める（応能負担）とされており、現行の保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が利用者負担を定めることとなる。
- (2)所得階層の区分を決定するに当たっては、市町村民税額を基に行う。
保育の2号認定（満3歳以上）、保育の3号認定（満3歳未満）の利用者負担の算定は、所得税額から市町村民税額に変更となる。
利用者負担の年度切替は、8月以前が前年度の市町村民税額、9月以降が当該年度の市町村民税額から算出する。
- (3)保育標準時間（11時間）及び保育短時間（8時間）の利用者負担の区分を設定、保育標準時間の設定は、現行の利用者負担の水準を基準にしており、保育短時間認定の設定は、保育標準時間の▲1.7%を基本に設定。
- (4)国が定める利用者負担の水準は、保育2号、保育3号給付それぞれにおいて、施設や事業を問わず、同一の水準としている。

2. 市川市の利用者負担の考え方

市川市の利用者負担の考え方は、国の基準を踏まえて、次に掲げる考え方を基本とする。

(1)基本的な考え方

- ①現在の制度における利用者負担の水準を基本とする。（応能負担）
- ②所得階層区分の税額を市町村民税額とする。
- ③保育標準時間・保育短時間の区分の利用者負担の設定を行う。
- ④認定区分（2号・3号）ごとに、施設や事業を問わず、同一の利用者負担とする。
- ⑤多子世帯への支援制度（第3子以降の利用者負担の軽減）の継続。

(2)具体的な利用者負担の体系

- ①利用者負担の体系は、国の基準である3歳未満児・3歳以上児の2区分から現行の利用者負担の体系と同様に3歳未満児・3歳児・4歳以上児の3区分とし現行の利用者負担の水準を基本とする。
- ②所得階層区分を現行の26階層区分と同様とする。
- ③現行の利用者負担は、国の徴収基準の平均80%程度となるように算定していることから新制度においても同様とする。

保育施設利用者負担額(保育標準時間)

(単位:円)

在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料徴収基準額(月額)(第1子)			第2子の保育料					第3子以降の保育料		国基準保育料(参考)		
階層区分	定義 ※この表中の「第1子」とは、保育園に在園している児童のうち最も年齢の高い児童(同じ年齢の場合はそのうちの1人)、「第2子」とは、「第1子」の次に年齢の高い児童をいいます。在園中の児童が世帯に1人だけの場合は、その児童が「第1子」となります。	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児 ※(1)			3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳以上児			
					3歳未満児(1子)と3歳未満児(2子)	3歳児(1子)と3歳未満児(2子)	4歳以上児(1子)と3歳未満児(2子)							
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
B	A階層を除く市区町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	9,000	6,000			
C	市区町村民税の所得割課税世帯	市区町村民税の所得割課税額										<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>無 料 ※【注3】参照</p> </div>	19,500	16,500
		1	～ 16,200円 未満	7,800	6,600	6,600	3,900	3,900	3,900	3,300	3,300			
		2	16,200円 ～ 32,400円 未満	8,800	7,500	7,500	4,400	4,400	4,400	3,700	3,700			
		3	32,400円 ～ 48,600円 未満	9,800	8,300	8,300	4,900	4,900	4,900	4,100	4,100			
		4	48,600円 ～ 54,600円 未満	17,000	15,000	15,000	8,500	8,500	8,500	7,500	7,500			
		5	54,600円 ～ 60,600円 未満	19,500	17,500	17,000	9,750	9,750	9,750	8,750	8,500			
		6	60,600円 ～ 72,700円 未満	22,500	20,000	19,000	11,250	11,250	11,250	10,000	9,500			
		7	72,700円 ～ 84,800円 未満	25,000	21,500	20,000	12,500	12,500	12,500	10,750	10,000			
		8	84,800円 ～ 97,000円 未満	28,000	23,000	21,000	14,000	14,000	14,000	11,500	10,500			
		9	97,000円 ～ 121,000円 未満	33,000	27,000	23,000	16,500	16,500	16,500	13,500	11,500			
		10	121,000円 ～ 145,000円 未満	38,000	28,000	24,000	19,000	19,000	19,000	14,000	12,000			
		11	145,000円 ～ 169,000円 未満	41,000	29,000	25,000	20,500	20,500	20,500	14,500	12,500			
		12	169,000円 ～ 185,000円 未満	47,000	30,000	25,000	23,500	23,500	23,500	15,000	12,500			
		13	185,000円 ～ 201,000円 未満	50,000	30,000	25,000	25,000	25,000	25,000	15,000	12,500			
		14	201,000円 ～ 217,000円 未満	51,000	30,500	26,000	25,500	25,500	25,500	15,250	13,000			
		15	217,000円 ～ 233,000円 未満	52,000	30,500	26,000	26,000	26,000	26,000	15,250	13,000			
		16	233,000円 ～ 250,000円 未満	53,000	30,500	26,000	26,500	26,500	27,000	15,250	13,000			
		17	250,000円 ～ 267,000円 未満	54,000	30,500	26,000	27,000	27,000	28,000	15,250	13,000			
		18	267,000円 ～ 284,000円 未満	55,000	30,500	26,000	27,500	27,500	29,000	15,250	13,000			
		19	284,000円 ～ 301,000円 未満	56,000	30,500	26,000	28,000	28,000	30,000	15,250	13,000			
		20	301,000円 ～ 333,000円 未満	62,000	33,000	27,000	31,000	31,000	35,000	16,500	13,500			
		21	333,000円 ～ 365,000円 未満	63,000	33,000	28,000	31,500	31,500	35,000	16,500	14,000			
		22	365,000円 ～ 397,000円 未満	64,000	33,000	28,000	32,000	32,000	36,000	16,500	14,000			
		23	397,000円 ～ 550,000円 未満	68,000	34,000	28,000	34,000	34,000	40,000	17,000	14,000			
24	550,000円 以上	70,000	34,000	28,000	35,000	36,000	42,000	17,000	14,000					

【注1】この表の課税額を計算する場合には、寄付金税額控除、配当控除、外国税控除及び住宅借入金等特別税額控除等(いずれも税額からの控除)の適用はありません。

【注2】2人以上の児童が保育園、幼稚園(特別支援学校幼稚部を含む)、認定こども園、地域型保育事業、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部及び簡易保育園(補助金対象施設に限る)に通園・通所、または児童デイサービスを利用している就学前児童がいる場合、第2子の保育料は上記表の通りとなります。また、同一世帯から3歳未満児と3歳以上児の2人が入園している場合の第2子の保育料は※(1)の通りとなります。

【注3】3人以上の児童が上記施設に通園・通所している場合、第3子以降の保育料は無料となります。

【注4】第3子以降の児童につきまして、市川市独自の利用者負担の支援制度が適用される場合があります。

【注5】上記保育料表の年齢区分は、クラス年齢となり年度中に変更はありません。

【注6】4月分から8月分までの保育料は前年度の市民税、9月分から3月分までの保育料は当該年度の市民税により決定されます。

保育施設利用者負担額(保育短時間)

(単位:円)

在籍児童の属する世帯の階層区分			保育料徴収基準額(月額)(第1子)			第2子の保育料					第3子以降の保育料		国基準保育料(参考)	
階層区分	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児 ※(1)			3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
	※この表中の「第1子」とは、保育園に在園している児童のうち最も年齢の高い児童(同じ年齢の場合はそのうちの1人)、「第2子」とは、「第1子」の次に年齢の高い児童をいいます。在園中の児童が世帯に1人だけの場合は、その児童が「第1子」となります。					3歳未満児(1子)と3歳未満児(2子)	3歳児(1子)と3歳未満児(2子)	4歳以上児(1子)と3歳未満児(2子)						
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	A階層を除く市区町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,000	6,000	
C	市区町村民税の所得割課税世帯		市区町村民税の所得割課税額											
	1	～ 16,200円 未満	7,500	6,400	6,400	3,750	3,750	3,750	3,200	3,200	無 料 ※【注3】参照	19,300	16,300	
	2	16,200円 ～ 32,400円 未満	8,500	7,200	7,200	4,250	4,250	4,250	3,600	3,600				
	3	32,400円 ～ 48,600円 未満	9,500	8,000	8,000	4,750	4,750	4,750	4,000	4,000				
	4	48,600円 ～ 54,600円 未満	16,400	14,500	14,500	8,200	8,200	8,200	7,250	7,250				
	5	54,600円 ～ 60,600円 未満	18,900	16,900	16,400	9,450	9,450	9,450	8,450	8,200				
	6	60,600円 ～ 72,700円 未満	21,800	19,400	18,400	10,900	10,900	10,900	9,700	9,200				
	7	72,700円 ～ 84,800円 未満	24,200	20,800	19,400	12,100	12,100	12,100	10,400	9,700				
	8	84,800円 ～ 97,000円 未満	27,100	22,300	20,300	13,550	13,550	13,550	11,150	10,150				
	9	97,000円 ～ 121,000円 未満	32,000	26,100	22,300	16,000	16,000	16,000	13,050	11,150				
	10	121,000円 ～ 145,000円 未満	36,800	27,100	23,200	18,400	18,400	18,400	13,550	11,600				
	11	145,000円 ～ 169,000円 未満	39,700	28,100	24,200	19,850	19,850	19,850	14,050	12,100				
	12	169,000円 ～ 185,000円 未満	46,000	29,400	24,500	23,000	23,000	23,000	14,700	12,250				
	13	185,000円 ～ 201,000円 未満	49,000	29,400	24,500	24,500	24,500	24,500	14,700	12,250				
	14	201,000円 ～ 217,000円 未満	49,900	29,800	25,400	24,950	24,950	24,950	14,900	12,700				
	15	217,000円 ～ 233,000円 未満	50,900	29,800	25,400	25,450	25,450	25,500	14,900	12,700				
	16	233,000円 ～ 250,000円 未満	51,900	29,800	25,400	25,950	25,950	26,500	14,900	12,700				
	17	250,000円 ～ 267,000円 未満	52,900	29,800	25,400	26,450	26,450	27,500	14,900	12,700				
	18	267,000円 ～ 284,000円 未満	53,900	29,800	25,400	26,950	26,950	28,500	14,900	12,700				
	19	284,000円 ～ 301,000円 未満	54,800	29,800	25,400	27,400	27,400	29,400	14,900	12,700				
	20	301,000円 ～ 333,000円 未満	60,700	32,300	26,400	30,350	30,350	34,300	16,150	13,200				
	21	333,000円 ～ 365,000円 未満	62,000	32,300	26,400	31,000	31,000	35,000	16,150	13,200				
	22	365,000円 ～ 397,000円 未満	63,000	32,300	26,400	31,500	31,500	36,000	16,150	13,200				
	23	397,000円 ～ 550,000円 未満	66,800	33,100	26,400	33,400	33,500	40,000	16,550	13,200				
24	550,000円 以上	68,600	33,100	26,400	34,300	35,500	42,000	16,550	13,200					
										78,800 (保育単価限度)	75,800 (保育単価限度)			
										102,400 (保育単価限度)	99,400 (保育単価限度)			

【注1】この表の課税額を計算する場合には、寄付金税額控除、配当控除、外国税控除及び住宅借入金等特別税額控除等(いずれも税額からの控除)の適用はありません。

【注2】2人以上の児童が保育園、幼稚園(特別支援学校幼稚部を含む)、認定こども園、地域型保育事業、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部及び簡易保育園(補助金対象施設に限る)に通園・通所、または児童デイサービスを利用している就学前児童がいる場合、第2子の保育料は上記表の通りとなります。また、同一世帯から3歳未満児と3歳以上児の2人が入園している場合の第2子の保育料は※(1)の通りとなります。

【注3】3人以上の児童が上記施設に通園・通所している場合、第3子以降の保育料は無料となります。

【注4】第3子以降の児童につきまして、市川市独自の利用者負担の支援制度が適用される場合があります。

【注5】上記保育料表の年齢区分は、クラス年齢となり年度中に変更はありません。

【注6】4月分から8月分までの保育料は前年度の市民税、9月分から3月分までの保育料は当該年度の市民税により決定されます。